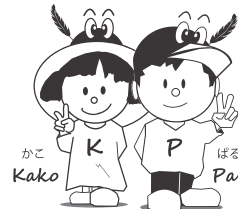


カックコ-パルックにご参加の皆さま専用の保険です!



国内旅行傷害保険 重要事項説明のご案内

- 「ご自宅を出発してから帰宅するまで」の「旅行行程中に生じたケガ」について、「死亡保険金」「後遺障害保険金」「入院保険金」「通院保険金」等をお支払い。
- 入院・通院は1日目より補償します。
- 「加入者証」は当日車内でのお渡しとなります。

このパンフレットは、保険契約者である名阪近鉄旅行株式会社が、三井住友海上火災保険株式会社を引受保険会社として締結する包括契約をご案内しています。

この保険がお役にたつときは…



補償の対象者となれる方

- 被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は、名阪近鉄旅行株式会社に直接お申込みいただき、名阪近鉄旅行株式会社が企画募集または販売する国内旅行に参加される方、かつ包括特約期間(2023年7月1日0時から2024年6月30日24時)に旅行行程を開始または旅行期間を延長された方です。

保険金額・免責金額・保険料

- 被保険者(補償の対象者)1名あたり

保険期間	日帰り	2日以内	4日以内	7日以内	14日以内
死亡・後遺障害 保険金額 ^{※1}	750万円	1,475万円	1,520万円	1,647万円	1,480万円
入院保険金日額 ^{※2}	5,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
通院保険金日額	3,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
賠償責任 保険金額	3,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
携行品損害保険金額 (免責金額 1事故3,000円)	5万円	15万円	20万円	20万円	20万円
救済者費用等 保険金額	50万円	50万円	100万円	100万円	100万円
保険料	500円	1,000円	1,250円	1,500円	2,000円

※1 後遺障害保険金の追加支払に関する特約がセットされているため、後遺障害保険金をお支払いし、かつ、事故の発生の日からその日を含めて180日経過後も生存されているときに、後遺障害保険金の額と同額を追加してお支払いします。

※2 手術保険金は、入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。

加入依頼方法

- 1.ご旅行代金お支払いのご案内「金額明細」に任意保険の記載がある方
「ご旅行代金お支払いのご案内」に記載されている旅行代金は、国内旅行傷害保険の保険料を加算した金額となっております。

- ①ご旅行に参加される方全員を被保険者(補償の対象者)とする場合
「ご旅行代金お支払いのご案内」記載の旅行代金全額をお支払いください。
- ②ご旅行に参加される一部の方のみを被保険者(補償の対象者)とする場合
ご旅行出発の前日までに名阪近鉄旅行株式会社までお問い合わせください。お手続き方法をご案内させていただきます。
- ③国内旅行傷害保険の加入をご依頼されない場合
ご旅行出発の前日までに名阪近鉄旅行株式会社までご連絡をお願いします。また、振込用紙(「ご旅行代金お支払いのご案内」下部 払込取扱票)の各金額欄を二重線で抹消 訂正印を押印の上、ご旅行代金から保険料全額を差し引いた金額に訂正し、郵便局にてお振込みください(コンビニエンスストアでのお支払いは、お取り扱いできません)。この場合、ご旅行に参加される方全員が国内旅行傷害保険の被保険者(補償の対象者)とならなくなります。
(ご注意)旅行代金(保険料と旅行費の合計)は、ご旅行出発の前日までに必ずお支払いください。

- 2.ご旅行代金お支払いのご案内「金額明細」に任意保険の記載がない方

ご旅行に参加される方全員が国内旅行傷害保険の被保険者(補償の対象者)とはなりません。加入をご依頼される場合は、ご旅行代金のお振込み手続きをされる前に、名阪近鉄旅行株式会社へお問い合わせ下さい。

ご注意事項

- ★ご加入内容が変更となる場合には、事前に代理店 扱者または引受保険会社へご通知ください。特に被保険者(補償の対象者)の変更については、ご旅行出発の前日までに名阪近鉄旅行株式会社へご連絡をお願いします。ご連絡がない場合は、万一事故が発生した場合でも保険金をお支払いできない場合がございます。
- ★ご加入の内容は、国内旅行傷害保険普通保険約款および特約によって定まります。詳細は、普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店 扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- ★この国内旅行傷害保険は、名阪近鉄旅行株式会社が保険契約者となる包括契約のため、下記の点にご注意ください。
 - 1.ご加入時に代理店 扱者および引受保険会社から保険証券 普通保険約款 特約のお客様への郵送 配布はございません。
 - 2.ご加入の証明として、名阪近鉄旅行株式会社が国内旅行傷害保険加入者証を発行します。
 - 3.普通保険約款 特約が必要な場合は、代理店 扱者または引受保険会社までご請求ください。
 - 4.保険金額 免責金額 保険料は保険期間に応じたプランとなります。任意のご選択はできません。
 - 5.保険期間はご参加されるカックコ-パルックの旅行期間と同じとなります。カックコ-パルックにご参加される目的で前泊 後泊される場合は、名阪近鉄旅行株式会社へご連絡をお願いします。この場合、保険期間 保険金額変更にもなると追加保険料が発生する場合がございます。
- ★死亡保険金受取人は原則、被保険者の法定相続人となります。

★被保険者（補償の対象者）がご加入依頼者と異なる場合は、この書面に記載された内容のうち重要な事項を他の被保険者にもご説明ください。

★＜契約内容登録制度について＞

お客さまのご契約内容が登録されることとなります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

★保険金をお支払いする場合に該当したときのお手続き

- 1.<保険金をお支払いする場合に該当したときのお手続き＞
保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店 扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げない場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 2.●法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないこととなります。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないこととなります。ご注意ください。

<示談交渉サービス＞

日本国内において発生した、賠償責任補償特約（国内旅行特約用）の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合は、話し合いの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

[ご注意ください]

次の場合には、引受保険会社は相手の方の示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。
なお、その場合でも、相手の方の示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。
<示談交渉を行うことができない主な場合＞

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任補償特約（国内旅行特約用）で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意できない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

3.携行品損害保険の対象となる盗難事故が発生した場合、必ず警察に届け出てください。

★＜保険金の請求方法＞

被保険者または被保険者を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の●を付した書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。

- (注1)特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただけます。
- (注2)損害賠償請求権者が引受保険会社に損害賠償額を直接請求する場合は、次表の「相手への賠償」と同様です。
- (注3)事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

★＜代理請求人について＞

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいらない場合には、引受保険会社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。また、**本内容については、代理請求人とされる方にも必ずご説明ください。**

- (注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者（*）」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*) 法律上の配偶者に限ります。

★＜保険金支払いの履行期＞

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（*1）をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするまでに必要な事項の確認（*2）を終えて保険金をお支払いします。（*3）
- (*)1 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(*)2 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*)3 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または被保険者を受け取るべき方に通知します。

- 保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入をできないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

★＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

★この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

①個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびJMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社およびグループ会社の商品・サービスの例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険併立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

③契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

④再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明（国内旅行傷害保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ず読んでいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者や代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が国内旅行中に事故によりケガをされた場合(*)に保険金をお支払いします。
(*)国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間かつご加入申込票の保険期間欄に記載された保険期間中のケガを補償します。
(注)次の場合は、被保険者が日本国外において被ったケガに対しても保険金をお支払いします。
ア 旅行行程中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶(日本を飛出してから日本に帰着する予定の航空機または船舶をい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。)が通常の航路により日本国外を通過する場合
イ その航空機または船舶に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰することのできない事由により日本国外に出た場合

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットのとおりです。詳細は普通保険約款 特約に基づきます。
①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金の支払額
パンフレットをご参照ください。
②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）
パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款 特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款 特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1か月以内で旅行期間に合わせて設定してください。この保険は、国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居にお帰りの日までを補償するものです。保険期間の途中であっても、住居にお帰りのなった時に補償は終了しますのでご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款 特約等にてご確認ください。
保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年取などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・契約条件等もありませんのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。実際のご加入時の保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。

4. 満期返戻金・契約者配当金

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

5. 解約返戻金の有無

ご加入の期間（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返戻金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。注意喚起情報のご説明の「7. 解約と解約返戻金」をご参照ください。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいたことを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認くださいませますようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたり不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明までご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。
【重要事項のご説明】に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）
保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ、誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。
内容をよくご確認ください。加入申込票に正しくご記入いただけますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追加をお願いいたします。

皆さまにご確認ください。
・加入申込票の「生年月日」または「年齢」欄は正しくご記入いただいておりますか？
「年齢」欄は保険始期日時点での満年齢をご記入ください。
*ご記入いただいた年齢と生年月日から算出した年齢が異なる場合には、生年月日から算出したものを年齢として取り扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記の欄がないものについてのご確認は不要となります。

注意喚起情報のご説明（国内旅行傷害保険）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入前に必ず読んでいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店 扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は名阪近鉄旅行株式会社が発行する引受保険となる包括契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店 扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- 他の保険契約等（※）に関する情報
（※）同種の危険を補償する他の保険契約等、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等（※）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴にその内容を必ず記入してください。
（※）同種の危険を補償する他の保険契約等とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	死亡保険金	上記以外
	死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 （注）死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なる契約を被保険者の同意の上またはご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご加入後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。	普通保険約款 特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店 扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者（この保険契約の解約（※）を求めるところ）で、この場合、保険契約者はこの保険契約を解約（※）しなければなりません。

- ①この保険契約の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
「引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと、
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合、また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約（※）を求めるところでございます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

（※）解約する範囲は、その被保険者に係る部分に限ります

- 複数のご契約があるお客さまへ
次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（国内旅行傷害保険以外の保険契約）にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によっては、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。（注）複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
国内旅行傷害保険 賠償責任特約（国内旅行特約用）	自動車保険 日常生活賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。
ただし、保険期間が始まった後であっても、被保険者が旅行行程を開始する前または旅行行程を終了した後発生した保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款 特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

- 次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払おうとすることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店 扱者または引受保険会社までお申出ください。
脱退（解約）の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。詳細は代理店 扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
解約返れい金を返還させていただきます場合、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

8. 包括契約の仕組み

この保険は名阪近鉄旅行株式会社が発行する引受保険となる包括契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ保険会社に払込みいただけます。なお、保険契約者が保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等された場合、保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

9. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

10. 個人情報の取扱いについて

パンフレットをご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】 名阪近鉄旅行株式会社

「ご旅行代金のお支払いのご案内」記載の各旅行センター・営業課までお問い合わせください。

ツアーセンター：052-563-7500
羽島旅行センター：058-397-0366
大垣南旅行センター：0584-87-3510
一宮旅行センター：0586-47-0202

西岐阜旅行センター：058-275-9124
愛知営業課：052-563-2000
岐阜営業課（大垣）：0584-87-2130
岐阜営業課（西岐阜）：058-201-6070

本社総合旅行センター：052-563-7551
岐阜営業課（羽島）：058-372-5500

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277（無料）

「チャットサポートなどの各種サービス」
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター [ナビダイヤル（全国共通・通話料無料）] 0570-022-808

【受付時間】平日 9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）
携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
おかけ間違いにご注意ください。
詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189（無料）